

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2022年6月）出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

企業会計基準委員会 非常勤委員

IFRS 解釈指針委員会委員

熊谷 五郎

1. はじめに

2022年6月14、15日の2日間に亘って、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。）が開催された。IFRS-IC 会議は、原則年6回開催され、4回がロンドンでの対面会議、2回がビデオ会議形式である。今回はコロナ禍以降久しぶりに対面式の開催となったが、筆者は東京からオンライン参加となった。

2. 全体のスケジュール

2022年6月のIFRS-IC 会議の議題は、①委員会の暫定的なアジェンダ決定に関するもの1本：AP6「多通貨保険契約グループ」、②審議会の検討を求めるアジェンダ決定4本：AP3「金融資産の決済として電子送金で受け取る現金」、AP4「負の低排出量クレジット」、AP5「特別買収目的会社(SPAC)：公開株式の金融負債又は資本への分類」、AP7「年金契約グループにおける保険カバーの移転」、③その他の事項2本：AP2「超インフレの親会社による超インフレでない子会社の連結」、AP8 仕掛中の作業の7本であった。

3. 議事概要

以下では実質的な審議事項であるAP2～7について、簡潔に報告する。

①委員会の暫定的なアジェンダ決定に関するもの：

AP6「多通貨保険契約グループ」

本件は、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約の会計処理方法に関するものである。論点は、以下の2つであった。

- a. 保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号「保険契約」を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクをどう考慮するか。

b. 複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約グループ（多通貨保険契約グループ）を測定するにあたり、企業はどのように IAS 第 21 号を IFRS 第 17 号と組み合わせて適用するか。

保険契約ポートフォリオの識別

まず、IFRS 第 17 号は、保険契約グループを認識し測定することを企業に要求している。保険契約ポートフォリオは、「類似したリスクに晒されていて一括して管理されている複数の契約で構成される」（同 14 項）。

IFRS-IC では、IFRS 第 17 号の規定を検討した結果、「類似したリスク」は「同一のリスク」を意味するものではないとした。したがって、保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約は、必ずしも単一の通貨である必要はなく、類似した為替変動リスクに晒され一括管理されている多通貨保険契約グループとして識別される可能性がある。

多通貨保険契約グループの測定

IFRS 第 17 号は、企業に、保険契約グループを履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの合計額で測定することを求めている。しかしながら、IFRS-IC 会議における、検討の結果、IFRS 第 17 号と IAS 第 21 号には、単一通貨の保険契約グループの測定については適用すべき要求事項があるものの、多通貨保険契約グループの測定については、そのような明示的な要求事項がないことが明らかになった。

次に本件を、基準設定プロジェクトとして作業計画に含めるか否かが検討された。しかし、本件を取り扱おうとすると、現行関連 IFRS 基準の狭い範囲の修正に留まるという確証は得られなかった。そのため国際会計基準審議会（IASB）又は IFRS-IC が、効率的に対応できる確証がないとして、本件を作業計画に追加しないことが暫定決定された。

②審議会の検討を求めるアジェンダ決定：

2020 年 8 月の IFRS 財団デュープロセス・ハンドブックの改訂以前は、暫定的アジェンダ決定案へのコメントを踏まえ、IFRS-IC において適宜修文を加え、アジェンダ決定として最終化していた。同ハンドブック改訂以降は、IFRS-IC によるアジェンダ決定最終案について、当該 IFRS-IC 会議の翌月の IASB において検討を求め、反対がなければ、IFRIC-Update への補遺（addendum）という形で最終化、公表されるという適正手続きとなっている。

2022 年 6 月の会議で、以下の 4 本のアジェンダ決定について IASB の検討が求められることになった。

AP3「金融資産の決済として電子送金で受け取る現金」

2021年9月公表の暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックを検討。金融資産の決済として電子送金システムを通じて受け取る現金の認識に関するもので、関連基準は、IFRS第9号「金融商品」。

AP4 「負の低排出車レジット」

2022年2月公表の暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討。自動車の炭素排出量の削減を促すための特定の施策が、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうか論点。

AP5 「特別買収目的会社(SPAC)：公開株式の金融負債又は資本への分類

2022年3月公表の暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討。IAS第32号を適用する特別買収目的会社が、発行する公開株式を金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類するかが論点。

AP7 「年金契約グループにおける保険カバーの移転」

2022年3月公表の暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。IFRS第17号「保険契約」を適用して、年金契約グループにおける保険カバーの移転をどう処理するかが論点。特に、保険カバーの移転により純損益に認識すべき、契約上のサービス・マージンの金額を企業がどのように決定するかがポイント。

これら4本のうち、AP3を除く、AP4、5、7については、2022年7月IASBによる検討を踏まえ、『アジェンダ決定』として最終化、IFRIC Update 2022年6月への『補遺』として公表された。

③その他の事項：

AP2 「超インフレの親会社による超インフレでない子会社の連結」

親会社の機能通貨が超インフレ経済の通貨、子会社の機能通貨が超インフレではない経済の通貨である場合に、どう連結会計処理を行うかが論点であった。

IFRS-ICの結論は、要望書に示された事実パターンにIAS第21号及びIAS第29号の要求事項を適用する場合に、親会社は子会社の経営成績及び財政状態を報告期間の末日現在の測定単位で、修正再表示することも、しないこともできる、というものであった。つまり現行のIFRSの規定では、会計処理を一義的に決定することができない。

このため、引き続きリサーチ、アウトリーチを継続し、新たに得られる知見に基づき、本件を、基準設定プロジェクトとしてIASBの作業計画に組込むか否かを、将来のIFRS-IC会議において再検討することとなった。

4. 次回の予定

次回 IFRS-IC 会議は、2022 年 9 月 13、14 日の 2 日間に亘ってロンドンで開催される予定であったが、13 日のみの短縮開催とすることがアナウンスされている。筆者はオンライン参加の予定である。